

21世紀を地方自治の時代に

通巻622号 2015. 4 付録

増刊94号 2015. 3. 10

東海自治体問題研究所

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F

TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933

発行人 福島 譲 編集人 谷口郁子

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8

TEL・FAX052-916-2540

http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html

E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)

編集責任 梅原浩次郎 (事務局長)



平和祈念公園のモニュメント

(撮影場所 中津川市坂本)

戦後60年を機に、日露戦争後の明治38年から第二次世界大戦終戦の昭和20年まで実弾発砲場だった地に、戦争を知らない世代に、戦時、戦後の日々を顧み、平和の大切さ、平和の尊さを心に深く刻み、真の恒久平和を願うために、モニュメントが設置された。そのモニュメントは、以下の4つです。

- 1、平和の礎 (約束、愛と対話と信頼)
- 2、被爆アオギリ2世 (ノーモア・ヒロシマと平和の誓)
- 3、核兵器廃絶宣言都市宣言塔
- 4、母子像 (平和の誓)

撮影 大野好秋 (日本リアリズム写真集団所属)

4月号の内容

自治体キャラバンからみた愛知の福祉課題 (小松民子)	2P
特集! 図書館とはパート2 / 岐阜県中津川市図書館を訪ねて (長谷川洋二)	10P
専門性の高いサービス提供ができるかどうかのカギ	
—公立図書館の経営形態について— (作野誠)	13P
東三河広域連合を考える公開討論会で明らかになったこと (東三河くらしと自治誌)	17P
研究会報告	19P
東海ローカルネットワーク	23P
随想。私と自治体のしごと リレーTALK3 (柿内公子)	25P
行事案内	26P

自治体キャラバンからみた愛知の福祉課題

小松民子（愛知県社会保障推進協議会事務局長）

1. はじめに

愛知自治体キャラバンは、毎年秋に県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、2014年で35回目の歴史を持っています。愛知県社会保障推進協議会を中心に、愛知県労働組合総連合、日本自治体労働組合総連合愛知県本部、新日本婦人の会愛知県本部が事務局団体として、実行委員会を結成して実施しています。

1980年代以降は国の社会保障抑制が強行に進められる一方、「少子高齢化」問題が社会問題として広がり、高齢者保健福祉計画（1989年）がつくられ介護保険（2000年）が発足

するなど、自治体での福祉「拡充」の課題が広がりました。自治体キャラバンの「要請事項が実現した市町村割合の推移」（資料1）のように、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進し、住民のため社会保障施策の拡充に大きな役割を果たしています。

2014年度の「介護・福祉・医療など社会保障の施策充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」は、10月21日から24日の4日間（弥富市は10月29日）で、県内53市町村を5つのコースに分け訪問・懇談しました。また愛知県は1月12日、名古屋市は11月19日に、別途懇談しました。キャラバンの要請側参加者総数は延べ906人、愛知県は27人、名古屋市は

「資料1」

要望事項を実施した市町村割合の推移（愛知自治体キャラバン結果から）

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
介護保険の保険料独自減免	56%	54%	53%	55%	57%	54%	54%	54%
介護保険の利用料独自減免	40%	41%	40%	44%	41%	39%	39%	39%
住宅改修の受領委任払い	33%	52%	59%	67%	70%	76%	76%	78%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	24%	26%	26%	32%	33%	37%	37%	39%
障害者控除認定書の発行枚数	13,171	18,544	22,712	29,955	32,736	34,788	42,322	—
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	0%	3%	7%	16%	37%	74%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	68%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	14%	54%	70%	82%	85%	85%	87%	89%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	8%	30%	36%	51%	67%	76%	78%	78%
☆国保・高額療養費受領委任払い	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	62%	72%	72%	75%	87%	91%	93%	93%
文書回答	97%	97%	97%	93%	94%	96%	96%	96%
自治体数	63	61	61	57	54	54	54	54

(注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付+自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。

3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン助成」は2014年度から定期予防接種化される。

5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

6. 2000年～2006年の推移はP1参照。

43人が、自治体側からは総数で731人、愛知県は16人、名古屋市は17人が参加しています。

2014年度の自治体キャラバンを振り返り、今日における「自治体キャラバンから見た愛知の福祉課題」を考えます。

2. 陳情項目に対する対応のポイント

2014年の自治体キャラバンは、6月にいわゆる「医療介護総合法」が成立し、入院ベッドの削減や介護保険からの軽度者締め出しなど具体化が進行する中での取り組みとなりました。また、2015年通常国会には国保の都道府県単位化や入院給食負担増などを盛り込んだ、医療保険制度改悪案の提出が予定され、安倍政権の相次ぐ社会保障改悪の流れが強まる中で、自治体に対しては「国の社会保障改悪に対する防波堤の役割」を強く要請しました。

自治体キャラバンでは、これまで子ども医療費無料制度の拡大、高額療養費や出産育児一時金の受領委任払い、妊婦健診の助成回数拡大、国保一部負担金減免制度の拡充、介護保険料・利用料の減免制度の拡大、地域巡回バスなどの外出支援などを実現してきました。さらに高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種の公費助成を2013年に全市町村で実施させ、2014年10月からは国の制度としてスタートさせました。

また、県の福祉医療制度の見直し（一部負担金・所得制限の導入）や、名古屋市の65歳からの敬老パス見直しを、それぞれストップさせる貴重な成果も勝ち取っています。こうした運動の到達点を確信にしながら、あらたな前進に向けてとりくみました。

2014年度の陳情の重点事項に対する対応の、主なものを次に述べます。

(1) 生活保護の拡充を求めて

生活保護引き下げは2013年の社会保障改革推進法実施の最初の標的として、平均6.5%引き下げが2013年8月、2014年4月、2015年4月と3回に分けた引き下げがすすめられ、さ

らに2015年度は加えて住宅扶助費や冬季加算の引き下げも実施されます。こうしたなかで、愛知では2014年7月に16人が、名古屋市、豊橋市、刈谷市、高浜市を相手取り生活保護基準の引き下げ取り消しを求め、また国の責任を問う国家賠償請求も合わせて提訴しています。

①生活保護が必要な人にただちに支給を

生活保護は受給要件が厳しいことから厚生労働省の2014年発表でも、捕捉率（生活保護基準以下の所得の世帯で、生活保護を受給している世帯数の割合）は、わずか15.3%に止まっています。愛知県の相談件数・申請件数・保護開始件数は、リーマンショック以降2010年度から年々減少していますが、なお保護開始件数は1万1千件を超え、生活保護の受給世帯数は約6万世帯で受給人数は約7万9千人と、高止まりとなっています。

生活保護申請者が増える中で福祉事務所の窓口では、「働けるのだから働け」等と追い返す「働けるからムリ」型、口頭でも有効な申請を「書類を一式全てそろえなければ申請は受け付けない」という「申請煩雑化」型など、申請させない「水際作戦」の実態が多数報告されています。愛知県では、2013年度の相談件数は38,044件ありますが、保護開始件数は11,573件と3割に過ぎません。

2013年4月に生活保護法改悪が行われましたが、運動の成果によって2014年8月には口頭でも申請を受け付けることや、扶養義務等は従来通りの取り扱いとする通達も出されています。自治体キャラバンではこれを踏まえて、相談者・申請者を追い返す違法な「水際作戦」を行わないこと、生活保護が必要な人には早急に支給することを求めました。

②連動する諸施策に独自の対策を

厚生労働省は、生活保護基準は最低賃金基準や就学援助・保育料減免・国民健康保険料減免など31施策に連動するとし、北海道帯広市の調べでは51施策で市民の4分の3に影響するとしています。キャラバンでは、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらない

よう要請、多くの自治体が「できる限り影響を受けまいよう配慮」としていますが、中には「制度ごとに判断していく」など、具体的に手が打たれないままのところも多く見受けられます。

③生活困窮者自立支援事業は自治体直営で

生活困窮者自立支援事業については、町村を除く38市で2015年度からの準備検討が進められていますが、直営を明確にしているのが10市、直営と委託両方が1市、委託が4市となっています。委託を決めている4市の内、名古屋市以外は社会福祉協議会が委託先です。自治体が庁内連携を強め、住民の福祉要求を把握し満たした制度設計を行うためにも自立支援事業等は直営で行うのが望ましいと要望しています。

また、この事業が「沖合作戦」とならないように、就業支援に偏らず生存権保障を求めたことについては、「適切に対応」「生活相談窓口につなぐ」としており、不当な扱いが発生しないように注視していく必要があります。

(2) 安心できる介護保障について

①介護保険の保険料・利用料の減免制度

介護保険の保険料減免は29市町村(54%)で、減免実績は3,650件、3,487万円です。利用料減免は21市町村(39%)で、減免実績は対象範囲が狭く7,112件、7,192万円です。訪問介護、通所介護、通所リハを利用している利用者・家族からは、「1割負担の軽減」の切実な要望が寄せられています。

②特養などの基盤整備について

2015年の介護保険制度改定で、特別養護老人ホームへ入所基準が原則要介護3以上と定められました。依然として特別養護老人ホームの待機者は愛知県全体で20,857人(2014年9月1日調査)で、今後さらに増加が見込まれます。特別養護老人ホームの整備ではなく、安易にサービス付き高齢者住宅なども含めた「待機者解消」に流れることは問題です。多くの高齢者は、「年金でも入れる」終の棲家である特別養護老人ホームの増設を求めています。

ます。

愛知県は2017年までの第6期高齢者健康福祉計画について、自治体キャラバンとの懇談では「在宅での待機者で要介護3以上は7,285人あり、各市町村に通知しこれを上回るよう建設計画を作るようお願いしている」との説明でした。しかし出された案では、広域型(定員30人以上)2,276人、地域密着型(定員29人以下)841人の合計3,117人増に止まっています。これでは特別養護老人ホーム建設の放棄であり、特に県の姿勢が問われています。

③「新しい総合事業」について

2014年7月末に「新しい総合事業」についての「ガイドライン案」が県及び市町村に示されました。要支援の訪問介護・通所介護については、今後は市町村の地域支援事業に移し、サービス内容、単価、利用者負担等については各市町村任せとされました。しかし参議院の附帯決議では、「専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保される」ことが必要であるとしています。基本的に現行サービスを後退させるべきではありません。

国の「ガイドライン案」が示したサービス利用の流れでは、「まず市町村または地域包括支援センターの窓口に被保険者が相談に来てから、明らかに要介護1以上と判断される場合や非該当の場合等を除き、基本チェックリストを活用して振り分ける」とされました。窓口対応によっては、要介護認定を受けさせない「水際作戦」が危惧されます。介護保険利用希望者については、すべて要介護認定の対象にすることが求められています。

キャラバンの懇談では、多くの市町村で「介護保険の利用を申し出た場合は、要介護認定申請を受け付ける」と回答がありました。しかし愛知県との懇談で県側は「チェックリストは国の示した基準で、窓口チェックの結果、要介護認定が必要ななら要介護認定に回ることとなる。基本チェックリストは介護保険への入口条件なのでまずはこちらを受けてい

ただく」と回答しました。市町村で積極的な回答も紹介し、改善を強く要望しています。

④要介護認定者の障害者控除の認定について

介護保険の要介護認定を受けている人は「障害者等に準ずる」と考えることができ、「障害者控除対象者」とすることが妥当です。県内での障害者控除認定書の発行数は、2012年の34,778件から7,544件増え、42,322件となりました（前年比122%）。調査開始の2001年からは11倍を超える発行数となっています。これは毎年粘り強く要請してきた成果の表れですが、要介護認定者数と比べて少数であり、制度の周知が十分とは言いがたい状況です。

認定書を要支援2以上に発行するのは昨年同様9市町あり、要介護1以上に発行する30市町村と合わせ、39市町村（72%）が要介護1以上の方に認定書を発行しています。障害者控除はあくまで税法上の措置であり、要介護認定者を「市町村長が身体障害者等に準ずる」と認めれば対象とすることができます。ただでさえ重い介護保険料・利用料負担をしている要介護認定者及びその家族の税負担を軽減することは、何ら違法ではありません。全市町村で、最低でも要介護1以上を障害者控除認定書の発行対象とすることが求められています。

（3）福祉医療制度の拡充について

①福祉医療制度を縮小せず、存続拡充を

愛知県は「福祉医療制度（子ども・障害者・母子父子家庭・高齢者の医療費助成）」に一部負担金と所得制限を導入する見直しを2012年度に検討しましたが、県民の反対世論の広まりの中で、2013年6月3日大村知事は「当面、一部負担金を導入することはしない」と2014年度からの見直しを断念しました。しかし、「所得制限の導入については、社会保障・税番号制度の導入も踏まえながら研究は引き続き深めていく」としており、引き続き注視が必要です。

「障害者医療の精神障害者への補助対象を

一般疾病へ拡大」については、多くの市町村が実施していますが、豊橋市（手帳1・2級所持者を対象に、全診療科目通院を無料へ）や蒲郡市（自己負担の助成を2分の1から全額助成へ拡大）、田原市（手帳1・2級所持者の補助対象を一般の病気にも拡大し償還払いで実施）、東郷町（8月から手帳1・2級所持者を対象に一般の病気を対象とした助成を実施）など、新たな拡大が見られます。

②子ども医療費助成制度の拡充

昨年のキャラバン以降、安城市が入院に限って対象を18歳年度末まで自己負担なしで拡大しました。また半田市、稲沢市、あま市が「小学校卒業」から「中学校卒業」へと対象を拡大したものの、拡大分に1割の自己負担を導入しました。また唯一義務教育就学前に留まっていた津島市は、小学校3年生まで対象を拡大し県制度に留まる市町村は完全になりました。

これらにより中学校卒業まで助成が51市町村（94%）、うち全額助成が42市町村（78%）に、18歳年度末まで助成が7市町村（13%）、うち入通院とも全額助成が東郷町・飛島村・設楽町、入院のみ全額助成が安城市・南知多町となりました。市町村の制度を18歳年度末までを対象とするためにも、県制度を通院も中学校卒業までを対象とすることが必要です。また豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常滑市、江南市、稲沢市、北名古屋市、あま市、南知多町の10市町で自己負担を導入しています。豊橋市、一宮市、半田市、安城市、犬山市、常滑市、江南市、稲沢市、愛西市、北名古屋市、あま市、南知多町、設楽町、豊根村の14市町村では償還払いとしています。窓口での負担が一切ない制度とすることが課題です。

（4）子育て支援・就学援助拡充について

①就学援助制度の改善について

就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町（9%）、1.3～1.4倍が15市町（22%）です。岡崎、半田、

碧南、東海、知多では基準を引き上げました。しかし半数以上が1.0~1.25倍となっています。生活保護家庭よりも生活が苦しい家庭で、就学援助が受けられない事態がでてきています。また申請窓口は、「市町村窓口」15、「学校」6、両方を利用できるのが35市町村(65%)になっています。民生委員の証明等が必要なのは西尾市・稲沢市・幸田町となっており、改善が必要です。

就学援助の2014年度見込みは63,753件(受給割合7.85%)と、前年の64,012件(7.9%)より減少しています。最も受給率が高いのは豊橋市で754件(17.6%)で、10%を超えているのはわずか11市町村です。全国的平均は15.64%であり、愛知県はその半分程度に留まっています。生活保護基準引き下げで、今まで就学援助を受けていた世帯にも影響がでると回答する自治体もあり、一層の改善が求められています。

②保育実施義務について

待機児童が発生しないように供給量を充実させることが実施義務だと捉えている自治体が多くあります。質の確保も重要だと捉えていることは良いのですが、新制度になっても保育所だけは24条1項が残りますが、保育実施義務があることをどう具体的に実現するのか示すことができた自治体はありません。24条1項を形骸化させず保育所に直接契約を持ち込ませないためにも、自治体に要求し続ける必要があります。

新制度による地域保育事業を、格差はないと考える自治体が3自治体ありました。国は、地域保育事業で、認可保育所基準より低い基準での保育を認めており、格差があることは明らかです。自治体は国の制度の不備を補完し住民福祉の防波堤となる必要があります。多くの自治体は面積基準を引き上げ、人員配置や資格要件を引き上げているところも複数あります。すべての子どもが認可保育所で保育される権利があることを、求め続ける必要があります。

(5) 国保の改善について

①国保制度の都道府県への運営移譲に反対を

政府は、国保保険者の都道府県への移行時期を2018年度からとして、「改正」法を2015年の通常国会に提出します。2013年度には名古屋市・豊橋市・岡崎市の保険料(税)の所得割算定方式が旧ただし書き方式に変更、算定方式が統一され、地ならしが進められました。

都道府県への運営移管について、26市町村(44%)が「広域化が必要」などと回答し、主な理由は「財政基盤の安定」としています。また24市町村(46%)が「国や県の動向を見守る」「時期尚早」と回答しており、反対は飛島村のみです。一般会計からの繰り入れや独自減免制度などへの影響がどうなるのか、問題点を引き続き明らかにしていくことが必要です。

②国保料(税)と減免制度の改善について

2014年6月1日現在、愛知県内の国保加入世帯数は1,125,791世帯で国保への加入者は対前年比2.9%増加しています。このうち国保滞納世帯数は約15%に当たるの166,140世帯(対前年比2,570世帯増、11.8%減)となっています。高い保険料が多く滞納者を生んでいます。

今回、①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯、②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯、③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯の3つで、世帯所得100万、200万、300万のモデルケースでの国保料(税)のアンケートをおこないました。世帯所得100万で国保料(税)が10万円を超える市町村が多数あるなど、とても払える保険料(税)ではないことがよくわかりました。国に対し国庫負担を元の45%に戻すよう要望するとともに、保険料(税)の引き下げ、市町村独自の低所得者減免の拡充などが求められます。

「低所得者向けの減免」は、19市町村(35%)が実施しています。また、「収入減の減免要件」は引き続き阿久比町を除く53市町村

(98%)で実施していますが、要件の緩和が必要です。また、各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など、情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められます。

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書・短期保険証などの状況

2014年6月1日現在、愛知県では短期保険証の発行は、47,690件と10,356減となった。滞納世帯数に対して、大口町(82.4%)、安城市(74.1%)、清須市(74.8%)が高い割合で発行しています。資格証明書は2014年8月1日現在、愛知県合計で5,577件と滞納世帯の3.3%に発行されています。資格証明書を1枚も発行していないのは28市町村(52%)になりました。資格証明書の発行基準を「国の基準」としたのは17市町村(31%)、「独自に配慮」は20市町村(37%)です。

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすということで2009年4月から、6カ月の短期保険証を発行しています。愛知県で資格証明書世帯に18歳年度末までの子どもが、2014年8月1日現在で558世帯あり、うち短期保険証が渡っていない「未解消」は名古屋市の38世帯(うち中学生以下30人)となっています。名古屋市は一刻も早く解消することが求められています。

資格証明書世帯でも、病気などで申し出れば短期保険証を交付することが2009年1月20日付事務連絡で示されています。医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行するべきではありません。また保険証の発行はしているが、本人に渡っていない「留め置き」は5,182人、そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない「未交付」は3,096人、合計8,278人が無保険状態にあります。各市町村で保険料の減免制度の実施・改善が求められる。

イ. 増える滞納者の差押え

差押え件数・金額は、12,048件・3億6千万となっています(2013年度)。差押え物件は

不動産(1,146件)と預貯金(8,111件)で全体の76.8%を占め、生命保険(901件)、学資保険(32件)は前年よりも増加しており、子どもへの影響が懸念されます。なかでも名古屋市の差押えは2008年の164件から2011年には2,436件へ、2013年は3,098件へと急増しています。収納率アップのための差押えを含めた徴収強化というのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されません。

なお国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としています。憲法25条、国保法1条の精神にそった対応が強く求められます。

ウ. 一部負担金減免活用の促進が課題

一部負担金の減免制度を設けているのは50市町村(93%)となりました。未整備は新城市、豊根村の2市村であり設楽町、東栄町は検討中です。生活保護基準を基にした減免は、46市町村(85%)となっています。2013年度の減免実績は、14市町で278件、金額13,263,848円です。引き続き、住民にわかりやすいリーフの発行などの周知徹底を市町村に求めるとともに、制度の拡充と申請の促進運動が必要です。

3. 今後の自治体の福祉課題のポイント

(1) 住民の暮らしを守る岩として

社会保障制度改革国民会議報告および社会保障制度改革プログラム法の具体化が社会保障制度改革を推し進めます。まず、「医療介護総合法」による介護保険制度の改悪は、「要支援者の介護保険はずし」「特養からの軽度者追い出し」「介護報酬の削減」などが実行されます。続いて2015年通常国会への改悪法案提出で、国保改革、国民の負担増など

が行われます。2018年度には地域保健医療計画と介護保険事業計画の同時改定となり、ここから病院のベッド削減などの都道府県地域医療福祉総合計画（仮称）が制定されることとなります。

格差と貧困の解消のために、「税の徴収」と「所得の再配分」の両機能を果たすのが国の役割であり、なかでも社会保障による住民の命と暮らしへの支援が求められています。しかし安倍政権は大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度切り捨てを推進しています。こうしたなかで地方自治体の役割が住民福祉の推進として、住民の暮らしを守る着しての役割を果たすことが強く求められています。

（２）必要な人が受給できる生活保護制度に

政府は2015年度予算案で、生活保護の住宅扶助と冬季加算をそれぞれ30億円減額することを決めました。住宅扶助は2017年度には約190億円減額となり、3年計画で引き下げてきた生活扶助の減額約260億円も合わせると、約320億円の減額となります。政府が貧困問題を解決するのではなく貧困を拡大・深化する政策を一貫してとっています。

すでに見たように、愛知県では生活保護開始件数が相談件数の3割に止まっている。格差と貧困」の拡大の中で、受給を必要とする人が、もれなく受給できているのかどうか、注目する必要があります。また生活保護基準の引き下げは、社会保障制度の基盤を切り崩すもので、最低賃金や年金、就学援助などに波及するものであり、すべての国民の問題です。このことを県民の共通の理解に広めることも課題です。

（３）安心安全の介護の実現を

2015年度から介護保険制度が大きく変わり、「保険あって介護なし」という事態がより一層進むことが懸念されます。高齢者の保険料・利用料の負担は極めて重く、介護保険への一層の公費投入が必要になっています。さらに

「新しい総合事業」が拡大されようとしています。実施主体となる自治体の多くが「見通しが立たない」という状況です。

介護保険の実施主体は市町村です。地域の実態やニーズに合わせた第6期・第7期の介護保険事業計画づくりなど、地域住民が主体となった計画づくりが求められています。また特別養護老人ホームの待機者の解消のためには、県として先頭に立った計画の推進が必要です。

（４）皆保険制度の土台としての国保改善を

2015年2月12日、厚生労働大臣と全国知事会、市長会、町村会の代表の間で「国民健康保険の見直しについて」の協議が行われました。これは、プログラム法に基づく「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議会」のとりまとめで、地方団体が協議を踏まえ厚生労働省が提案した内容を合意了承するために持たれた。これにより、国民健康保険法の改正案が閣議決定され、国会審議により法案が成立すると2018年度から国民健康保険制度の都道府県単位化が行われます。

知事会は、国保を協会けんぽ並の保険料にするためには1兆円必要としていたが、2015年度は3400億円で妥協した。1958年に国民皆保険制度として、現在の「市町村運営」である国民健康保険制度が誕生して60年。その運営主体が変わる大改革が行われることとなります。

国保制度は国民皆保険制度の土台です。これを持続可能なものとしていくためには、国保制度の運営主体は市町村におき、市町村が運営しやすい環境を、財政面でも人材面、運営システム面でも作り上げていくことが求められている。国保への愛知県独自の補助金が2014年に廃止されたが、少なくとも1997年の水準（約28億円）に戻すことが必要です。

（５）子育て支援、就学援助などの拡充を

①子どもの医療費助成の拡大

子ども医療費助成制度の拡大は、ますます

強い要求になっています。愛知県は通院が義務教育・就学前、入院は中学校卒業までですが、すでに見たように愛知県内全市町村が県基準を拡大しています。県が制度として「通院」の「中学校卒業」まで、直ちに引き上げることが求められています。国も義務教育就学前まで現行8割給付・2割自己負担を10割給付（窓口無料）に引き上げることが、強く求められています。

②子ども・子育て支援新制度

2015年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が実施され、保育分野にも直接契約が持ち込まれます。保育園には「児童福祉法第24条第1項」に定められた自治体の保育実施義務が残りますが、行政の主導で公立幼稚園・保育所の「認定こども園」化がすすめば、「公立保育園」というスタンダードがなくなり私立保育園の認定こども園化を促進させ、自治体の保育実施義務の空洞化が進む恐れがあります。自治体の保育実施責任を放棄させない観点から、今後の愛知県内の自治体が「新制度」にどう対応していくか注視と運動が必要です。

また2013年度から愛知県が廃止した「第3子以降の保育料無料制度」の復活が求められます。

③就学援助受給者の拡大

すでに見たように愛知県の就学援助は、受給者数が前年より減少しており、また受給率は全国平均の半分程度に止まっています。

「生活保護対象者の制度」などと間違った理解が広まっており、権利として受給が広がるように「広報」する必要があります。また子どもの貧困が拡大する中で、「学校給食の無償化」要求が強まっています。県内の要求運動ともに重点要求としての位置づけが求められています。

(6) 障害者施策の充実を

「2014年度の陳情に対する対応のポイント」では触れませんでした。障害のあることを「自己責任」とし「応益負担」を課した障害

者自立支援法成立（2005年10月）から10年を迎え、あらためて障害者施策の充実が課題です。障害者が地域で暮らし続けることの困難さは減少しているとはいえ難しく、「移動支援」の支給者数・平均支給時間で見ると豊橋市283人・8.26時間に比べ、一宮市693人・19.2時間と市町村格差も解消されてはいません。市町村格差の解消は県・国が主導し行うべき課題です。

「障害福祉サービスと介護保険サービスの適用」の問題では、本人希望を市町村の障害福祉担当が聞き取り、少なくとも介護保険サービスと障害者福祉サービスの併給（横出し・上乘せ）をすべきです。なお、国は通知を繰り返すのではなく、介護保険給付の優先などを決めた、総合支援法第7条を廃止するなど、法改正を行えばこうした問題は解決できます。

（注）本稿は3月18日発行予定の冊子「2014年愛知自治体キャラバン、自治体要請行動のまとめ」の総括文書を、補筆・再構成しました。

特集！ 図書館とは

パート2

岐阜県中津川市立図書館を訪ねて

当研究所事務局次長 長谷川洋二

新図書館建設に伴う市長リコール運動、市長辞職、市長選挙、建設中止となった中津川市の図書館が最近変わってきているという話は聞いていた。岐阜県図書館創立80周年記念シンポジウムに参加したとき、中津川市立図書館の小林館長の話を聞き、進化する図書館の取り組みを見たい、知りたいと「江南あおむしの会」のメンバーと一緒に中津川市立図書館を訪ね、小林館長、図書館ボランティアのみなさんに話を聞いた。

新図書館建設問題について

岐阜県中津川市は1952年4月1日に市制施行（面積101.48km²）を行い、その後近隣の坂本村などを編入し、2005年2月13日に岐阜県坂下町・川上村・加子母村・付知町・福岡町・蛭川村・長野県山口村を編入合併して現在の中津川市（676.38km²・東西28km、南北49km）となっている。人口は80,910人（2010年）、予算規模（一般会計）は約363億円（2014年度）の自治体である。

中津川市には、中津川市立図書館、蛭川済美図書館と公民館図書室が6か所（坂下公民館図書室、川上公民館図書室、加子母公民館図書室、付知公民館図書室、福岡公民館図書室、山口公民館図書室）ある。

中津川市立図書館は、中央公民館の1階にあり1979年8月に開館し、平成6年7月に改装しているがすでに30年以上を経過していた。住

民からの新図書館建設の要望も出されていた。市は図書館建設に国庫補助金が活用できることになったこともあって、新図書館建設のために土地の購入などを進めていた。また、市は、図書館建設にあたり利用しやすく充実した図書館をつくるため、市民参加でその内容を調査・研究する中津川市新図書館建設市民協議会を2009年11月に設置した。この協議会は公募委員を含む18名の委員で構成し、新図書館の内容を協議するために12回の会合を行い、提言書「新しい図書館への提言～そうだ！図書館へ行こう！！～」をまとめ、2010年7月に市長に提出した。104項目にわたる提言には、図書館法の内容具体化、図書館が市民のためにやるべきことが丁寧に書かれていた。

市は、「新図書館の理念『読みたい、交流したい、発信したい人が集まる創造情報館』を理解し、オープンに向けて準備から運営まで、積極的に取り組んでいただける、熱意ある方を広く全国に求めます」と新図書館の館長を全国から公募する旨を2011年4月の広報で発表した。全国公募は、市民から提案によるものであった。全国から21人の応募があり、論文、面接などの試験の結果、秋田県大館市の小林光代さんが新館長に選ばれ、同年7月に着任した。

2011年2月に中津川市議会の一つの会派が「新図書館に関する市民アンケート調査」実施し、新図書館建設に「賛成564通（9.4%）・反対5,357通（89.1%）・どちらでもない93通（1.5%）」だったことを発表していた。

新図書館建設事業の入札が行われるなど建設の準備が進む一方で、市長リコール署名運動が新図書館建設や汚泥等処理施設の建設計画等に反対する団体などにより行われた。選挙管理委員会に3万2258人分の署名が提出され「市長解職の賛否を問う住民投票」が行われることになった。投票を前に市長は辞職を表明し、2011年12月に辞職した。2012年1月に市長選挙が行われ、新図書館建設反対派の候補者が新市長に当選した。新図書館の建設は同年5月に正式に中止になった。新図書館建設は土台の杭を打ったところで中止となった。

進化する図書館をめざして

新中津川市図書館づくりの夢を実現すべく全国応募で選ばれ、2011年7月に秋田県から赴任した小林光代館長は建設の準備を進めていた。しかし、翌年5月に新図書館の建設は中止になってしまった。新図書館建設の準備をしていた小林館長は、意気消沈したが心機一転、今ある図書館を再生しようと決心した。新図書館建設が中止になり、「何しに秋田から来たのか!」「くやしい!」という思いの中で「課題をかかえた傷ついた図書館を放っておくことはできない」「今ある環境で理想とする図書館をつくろう」と腹を決めたという。

中津川市立図書館は、中央公民館との複合施設で、1階部分(約1400㎡)だけを図書館として使用している。人口約8万人の市の図書館としては狭い方である。小林館長は、「図書館くらぶ」のメンバーと共に現図書館の再生に取りかかった。「図書館くらぶ」は提言書をまとめた新図書館建設市民協議会の市民のメンバーが、新図書館への思いを行政任せにするのではなく市民の側からもバックアップするために2011年に結成した。

小林館長が、岐阜国体での会場で使用し廃材となったコンパネ(ヒノキ)を100枚引き取る。廃園になった幼稚園を借りて、図書館くらぶの中の素人集団の「大工さんボランティア」が閲覧用テーブルをはじめ、図書館で使

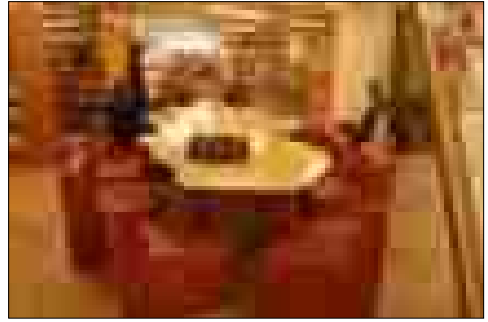


写真1 大工さんボランティア作製した中津川市域のかたちのテーブル

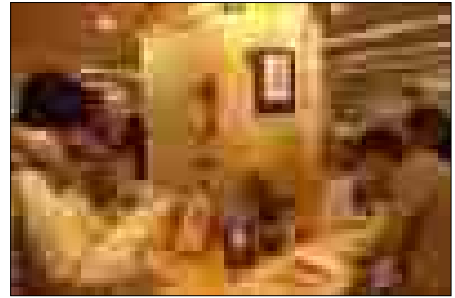


写真2 図書館ボランティアによる館内展示

用するパソコン用テーブル、絵本コーナー、大型絵本の棚など18種類の備品を作った。特に、図書館のフロアの中央の閲覧用テーブルは、新図書館建設問題で二つに分かれた中津川市を読書で一つにしたいという思いでテーブルのデザインは市の地形になっている。(写真1)

ボランティア組織の「図書館くらぶ」のメンバーは、中津川市立図書館と市民との「かけはし」をめざしていたが、新図書館建設中止で、いかに図書館が市民にとって遠い存在かを痛切に感じたという。この時点から、もっと市民にとって、利用しやすい図書館、活用できる図書館、居場所となる図書館になるように、中津川市立図書館の再生にむけて、中津川市立図書館と一緒に協働で歩み始めていた。図書館くらぶのメンバーには、秋田から公募で来てもらった小林館長を応援しようという強い気持ちもあった。

読み聞かせ、音訳本の作成、本の返却や修繕の手伝い、館内展示、催し物の企画、季節の生花で飾るなどいろいろなボランティアの人たちが、予算の少ない部分を人の力で支え

ている。商店街、ライオンズクラブやロータリークラブの人たちも行事を行う際、協力をしている。市は、新図書館の開館のため多数の司書の新規採用を予定していた。新図書館建設は中止になったが全員を採用した。中津川市の図書館では、20人のスタッフ全員が司書資格を持っている。

中津川市と合併した旧町村には公民館に図書室はあっても図書館がない地域もある。小林館長は、図書館が一部の人たちの施設ではなく、市民生活に必要なものだ。たくさんの人たちに図書館のことを知ってもらい、たくさんの人たちに図書館に来てほしいといろいろなイベント(ミニゼミ企画)を図書館くらのメンバーなどと一緒に毎月行っている。

「ソバ打ち体験食育講座」

「恵那文楽実演」「地酒の作り方」「オカリナと朗読」「芝刈り」「ほろ酔い読書・朗読の会」など「えっ？」と思うようなことまで行っている。図書館くらは、これらのイベントに合わせて、毎月館内展示も行っている。(写真2)こうした活動もあって、2013年には年間来館者数が中津川市人口の2倍の16万人を突破した。図書館の入り口にある「入館者16万人突破」垂幕は、図書館が市民と一つになることへ一歩ずつ近づいている証である。

現在、図書館のさまざまな運営方法が出てきている。中津川市立図書館は、佐賀県武雄市図書館のような物珍しさで注目される図書館ではない。利用者の小さな一つ一つの求めに応じて、丁寧に応えていくことによって、ここに住む人のための

図書館になっていくことをめざした図書館である。小林館長は「最低限の文化の根幹は、行政が担うべきで、足りないところは熱意を持った人たちに担ってもらおう。企業的な指定管理者に丸投げではなく、利用者を見ながら、地域にあった場に少しずつ近づけていくことが図書館の本来の姿ではないか。」と述べている。

中津川市立図書館は、市民、ボランティア、行政が協働して今ある図書館でよりよい図書館、0歳から100歳まで楽しく憩う図書館、進化する図書館づくりを進めている。こうした市民参加の図書館づくりが、市民が一つになった新しい図書館建設への力になっていくと感じた。

中津川市立図書館建設問題から進化する図書館へ

2009年 6月	市は旧ユニ跡地に図書館を建設することを決定
2009年 9月	市議会で新図書館建設に向けての土地購入予算を可決
2009年11月	旧ユニ跡地(新図書館建設用地)の売買契約を締結 新図書館建設市民協議会を設置
2010年 7月	新図書館建設市民協議会から市長へ提言書「新しい図書館への提言～そうだ!図書館へ行こう!!～」を提出
2010年10月	新図書館建築設計契約
2011年 2月	中津川市議会新政会が『新図書館建設に関する市民アンケート調査』を実施、結果を公表
2011年 3月	市議会で工事費、工事監理費を含む当初予算を可決
2011年 4月	新図書館長の全国公募 中津川市議会議員選挙
2011年 5月	図書館くらぶ結成
2011年 7月	中津川市立図書館長着任
2011年 8月	市長リコール署名運動
2011年 9月	市議会で工事請負契約の締結を可決 本契約を締結 市長解職請求3万2,258人分の署名を選挙管理委員会へ提出
2011年10月	安全祈願祭(起工式)を開催 新図書館愛称募集開始
2011年11月	市長の解職の賛否を問う住民投票が決定
2011年12月	市長の辞職 市長の解職の賛否を問う住民投票中止
2012年 1月	市長選挙 新図書館建設中止を公約に掲げた現市長が当選
2012年 5月	新図書館建設工事中止を正式決定、表明
2012年 7月	新図書館建設工事請負契約請負業者との合意による契約解除
2012年10月	新図書館建設事業中止に伴う損害賠償請求
2012年11月	新図書館建設用地取得交付金 国へ返納 第1回なかつがわ図書館まつり
2013年 3月	入館者16万人突破
2013年10月	中津川市民読書基本条例制定
2014年 2月	中津川市立中央図書館リニューアル
2014年 6月	小林館長全国公共図書館協議会から功労賞受賞
2014年10月	図書館くらぶ第百回日本図書館協会全国大会で感謝状を授与

専門性の高いサービス提供ができるかどうかのカギ —公立図書館の経営形態について—

作野 誠 (愛知学院大学司書課程非常勤講師)

先月号では「公立図書館は3要件（公開制・公費負担・無料性）の推進が不可欠」という題で公立図書館の果たす役割について原稿を寄せていただきました。今回は、その続編ということで、公立図書館の経営形態について書いていただきました。

1. 公立図書館の経営形態—80年代以降、多様化を招く

わが国の公立図書館は、図書館法（最終改正平成23年12月14日）で、公費負担（第2条）・公開性（第3条）・無料性（第17条）の推進を図り、利用者に効果的・効率的な図書館サービスを提供することを求めている。

図書館法第2条第2項に、「図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という」という規定がある。公立図書館はすべて地方公共団体によって直接経営・運営されていると思われるが必ずしもそうではない。

公立図書館の経営・運営形態には、地方公共団体が直接図書館の施設を整備、管理、運営する「直営」の他、指定管理者制度やPFIによる運営がある。直営であっても、図書館の業務の一部を外部の民間事業者等の機関に任せる「業務委託」が行われているところ

がある。

これは、1980年代以降、政府・地方公共団体の非効率性や財政支出の限界が意識されるようになり、推進されたわが国の財政改革、規制緩和、行政改革、地方分権等の諸改革が公立図書館の経営やサービス提供に影響を与えたことを物語っている。公立図書館の経営においても、効果的・効率的な経営が求められ、パフォーマンス評価やマーケティング手法の導入が試みられている。図書館界における市場化といわれる現象である。

この市場化の状況も、他の図書館の状況と同様、設置者である自治体関係者はもとより、利用者である地域住民にも正確な実態が理解されていないように思われる。そこで、その状況を若干紹介し、効果的・効率的な図書館サービスが提供できる経営形態を選択することの重要性・必要性を考えてみたい。

2. 業務委託の状況—「全業務の直営」7割、「民間委託」25%

文科省のホームページで公開されている「図書館等における司書有資格者活用状況に関する実態調査報告書」（平成21年3月）によると、下図のように、公立図書館で、「全業務を行政が直営」で運営している形態が全体の70.8%と7割を占め、民間事業者等に委託している形態は全体の約25%である。そのう





ち「一部を民間事業者等に委託」が18.9%、「全業務を民間事業者等に委託」が5.7%となっている。

これを、本館・分館別にみると、下図のように、本館・分館いずれも「全業務を行政が直営」で運営している図書館が約7割を占めているが、「一部を民間事業者に委託」している図書館の割合は、本館の方が若干高くなっている。この調査は、平成20年11月から平成21年3月に実施されたものだが、それ以後の調査はない。

3. 市場化の進行—より専門性の高いサービス提供が可能かどうかの視点で検討を

多くの議論があるなかで、図書館界における市場化は確実に進行している。そのひとつが公の施設への「指定管理者制度」の導入であろう。公益社団法人日本図書館協会では、例年「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について」の調査を実施し、この結果を公表している。

平成26年8月25日に公表された結果は、以下のとおりである。平成25(2013)年までに指定管理者制度を導入した、都道府県立図書

表1 都道府県立図書館の検討状況について

検討結果	回答数	図書館名	指定管理者の性格等
2013年度までに導入した	4	岩手県立図書館	民間企業
		岡山県立図書館	※1
		愛知県図書館	※1
		山梨県立図書館	
2015年度までに導入を予定している	1		
検討の結果、導入しないとしている	32		
合計	37		

・「検討の結果、導入しないとしている」の回答数に「現時点で導入は考えていない」を含む、

・※1:施設管理のみ

・未記入が9件あった。

表2 市区町村立図書館の検討状況(自治体数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
2013年度までに導入	11	8	110	45	174
2014年度に導入を予定	0	1	14	5	20
2015年度以降に導入を予定					43

表3 市区町村立図書館の検討状況(図書館数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
2005～2013年度までに導入	94	49	199	50	392
2014年度に導入を予定	0	7	22	5	34

表4 2013年度までに導入した図書館の指定管理者の性格(図書館数)

		特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数		94	49	199	50	392
指定管理者の性格	①民間企業	91	38	144	18	291
	②NPO	2	0	24	14	40
	③会社財団	0	11	25	13	49
	④その他	1	0	6	5	12

④その他：未定を含む

表5 2013年度までに導入した図書館の導入年度(図書館数)

		特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数		94	49	199	50	392
導入年度	2005年度	0	6	3	2	11
	2006年度	0	18	29	11	58
	2007年度	24	0	18	7	49
	2008年度	6	4	34	3	47
	2009年度	21	4	24	3	52
	2010年度	22	4	25	10	61
	2011年度	3	0	14	1	18
	2012年度	3	4	23	7	37
	2013年度	15	8	28	6	57

導入年度：各年の調査による。

館は、「表1」のとおり、4館である（うち2館は施設管理のみ）。

平成25（2013）年までに指定管理者制度を導入した市町村立図書館は、「表2」「表3」のように147自治体・392館である。これは、市町村立図書館3,234館の12%に当たる。

指定管理者の性格は、「表4」のとおりである。

経年変化は、「表5」のとおりである。

指定管理者制度を導入し、その後、直営に戻した図書館が10館あり、それは392館に含まれていない。なお、平成20年の図書館法改正にさいしての国会の附帯決議では「社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分に配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」が求められている。

指定管理者制度の導入等は、平成26年10月13日付中日新聞「ニュースがわかるA to Z 増える図書館の民間運営」でも紹介されていたように、図書館を民間のノウハウで活性化

させる可能性がある一方で、コストの削減ばかりを重視すればサービスの質を落とした丸投げになる心配が指摘されている。

業務委託は、コア・コンピタンス（組織の強み）に経営資源を集中させるために、経営理念や運営方針を明確にし、間接部門や専門性の低い業務を、専門知識を持った外部組織（企業）に委託し、より専門性の高いサービスを提供し、業務効率を向上させることによってコストの削減等を図ることが目的である。従って、業務委託の導入を人員削減の手段として考えるのではなく、図書館の人的サービスの充実という観点からも、図書館の本来の目的を達成するための手段であると考えなければならない。

4. 公立図書館の経営に求められるもの —追加条文の遵守が重要

平成20年の図書館法改正で、条文が削除されていた第7条に次の司書及び司書補の研修に関する条文が追加された。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

また、同じく平成20年の図書館法改正で、次の3か条が追加された。追加された条文が遵守されるような公立図書館の経営形態の選択が地方公共団体にとり重要、かつ必要であると考ええる。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

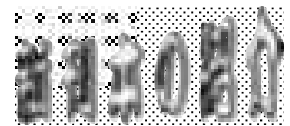
(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

り、研修・協力の機会が減少してきた。この結果、長い時間をかけて構築されて来た「社会関係資本（信頼や協力の基礎となる人と人の結びつき）」（根本彰『情報資源の社会制度と経営』）が失われてきたと指摘されている。この点は、公立図書館の経営形態を考えるうえで忘れてはならないことである。



5. おわりに

—図書館は人的サービスを提供するサービス機関

図書館を考える場合に、見落とされる視点のひとつが、図書館は人的支援を提供するサービス機関であるという点である。図書館は、公立・大学・学校・専門図書館等の設置機関を超えて館員同士が集まり研修を実施しスキルを高め、協力関係を構築して来た。しかし、指定管理者制度や業務委託などの市場化の進行とともに、民間会社の社員が図書館員にな



東三河広域連合を考える

公開討論会で明らかになったこと

「東三河くらしと自治」会報第46号より転載

東三河くらしと自治研究所は、昨年(2014)の11月29日に当局側3名、研究所側3名のパネルディスカッションを開催しています。その時の討論内容についての報告が先月の「東三河くらしと自治」会報第46号に掲載されています。東海自治体問題研究所の皆さんにも紹介します。

広域連合の問題点

広域連合は細かく見ていけば問題点を拾い上げるに限りがない。以下、大きく3点を取り上げて討論会の様子を報告する。

1. 広域連合は住民サービスを切り下げ、小さな自治体を一層弱体化する

当局の宣伝は、広域連合で共同の事務を行うことで質の高い住民サービス、効率的な行政が可能となり経費節減ができるという。

この宣伝に私たちは主として2点の疑問を呈した。1点目は、例えば介護保険の共同事業であれば現在東三河全域で68人で行っているところを44人に減らすといい、この項目で行政経費が32億円も減るといっているのである。共同の事務所は豊橋市の市役所内になる。そうすると小さな自治体の職員が減らされて、役場がその自治体の中心的な経済活動を担っているところではその自治体の弱体化、地域経済の衰退はまぬかれない。介護保険だけとれば、減らされるのは数人かもしれない。しかし全国に例のない「成長する広域連合」で共同事務処理の項目が増えれば、気がつけば職員が何割も減らされていることになる。

当局の最高責任者は、「経費の節減と職員の削減とは関係がない。浮いた経費で地域おこしの事業をやらせてもらえばいい」という。しかし、それは理屈にすぎない。これまでどこの自治体も経費節減といい、正規職員を臨時職員に切り替え、行政の仕事は民間に委託することでやってきた。広域連合に業務を委託し、浮いた経費で若者増加の新たな施策を行う自治体が生まれるとは考えられない。

介護に関わって地域包括センターですべての用件は処理できるのか事前に問い合わせを行った。包括センターの答えは「できません、市役

所までお越しいただくことが多々あります」、というものであった。市町村に残る窓口では決済はできないのである。課長の判断が必要なことは多々発生する。窓口の後ろに課長が座っている現状とは違い、住民にとっては確実に不便となる。それを指摘しても窓口で不便をかけないと強弁する。

2. 広域連合が愛知県や国から権限移譲を受けてもサービスは向上しない

広域連合の設立の準備をしている東三河広域協議会の宣伝パンフレットによれば、広域連合の目的に「新たな地方行政のトップランナーを目指します」とある。「全国に例のない、総合的な広域連合を設立する」という。明らかに国や県からの権限の委譲が最大の目的である。保健所と児童相談所が例示されている。ともに専門的な知識と技術力が要求される業務である。広域連合が行うことにより「市町村との連携が密となり」「きめ細かに」「迅速に対応できる」ようになるという。

保健所の現状は豊川保健所に蒲郡市、田原市が組み込まれ、新城保健所に設楽町、東栄町、豊根村が組み込まれている。これを広域連合が引き受けると豊橋1か所になってしまう。すべての市町村で豊橋まで出かけなければ許認可が受けられなくなると私たちは懸念する。保健、食品関係の許認可事項は多く、多くの市民が豊橋まで時間を割いて出かけるとなると、その負担は大きい。

弁では保健所は広域連合が引き受けた時1カ所に限定するとは決めていないと述べ、名古屋市が16カ所設置していると例示する。本当か?愛知県の経営する保健所では蒲郡市、田原市の住民が不便をしているので広域連合は蒲郡市にも田原市にも保健所を設置し、市町村

との連携を密に、きめ細かに行うという話か？行政の効率化を図るといふ彼らが、保健所の設置個所を増やすという話をするのは欺瞞ではないか。

私たちの心配に対して、もう発足が目の前に来ているというのに、そこに彼らが描く極楽図はぼんやりとし、逆に地獄図の方がはっきりと見える。これでは信じられない。

3. 住民自治は困難になる

東三河広域連合は70万人もの住民が暮らす、長野県との県境から渥美半島の先端まで、極めて広大な地域を行政区域とする特別地方公共団体となる。中心の豊橋、豊川に暮らす人たちにとって、奥三河の生活環境、半島の先端の生活環境が我が事として考えられるか、極めて難しい。

憲法93条は市町村長や議員は直接選挙でなければならないと定めている。しかし東三河広域連合は、憲法規定とは相反して、首長も議会の議員も間接選挙により選出すると規約で決められている。特別の手立てがなければ住民自治は保障されない。私たちの心配に対し、「広報等工夫する」という。住民自治がどのように実現されていくべきか、全く理念のない回答が平然とされている。当局にとっては住民自治とは広報の工夫、首長への手紙程度の話で完了するという認識である。私たちが今回企画したこのシンポジウムこそが住民自治の一つのあり様と考えるが、当局にとっては、住民自治とは、かくも面倒な、迷惑な行為なのであろうか。

討論を終えて

東三河の住民の暮らしと自治について研究している私たちは、当局の答弁が私たちの議論とすれ違い、かみ合わない原因の多くは、住民の暮らしがどのような影響を受けるかということについての想像力と構想力が、当局側に欠けていることにある。

今回の討論会は、そうであっても当局側に好き勝手はさせない、下手な極楽図は墓穴を掘るという警告を与えることができたのではないかと評価している。

緊急の3時間にも及ぶシンポジウムにご参加下さった90名もの市民の存在は大変な励ましと勇気とを私たちに与えてくれた。深く感謝致します。

～参加者の方の感想を紹介します～

- ◆大変な問題、心配があるのに市側は、あまりにも深く考えていないことに失望した。
「5年先のことは分からない。」と当局は平然と言っているが、5年先も分からないことを進めることを政策と言えるのか？10年、20年、50年先果ては100年先のこと、つまり、我々の子、孫、ひ孫の世代まで見据えたことを政策として考えて欲しい。
- ◆何故、H27年度4月施行か？答えは納得出来ない。統一市町村議会選挙で住民の意見を聞いてから数年検討してからで良いと思う。
- ◆初めて聞く話ばかりで一般市民はまったく知らないのではないかと？研究所の本日の公開討論会に参加出来たので聞けたが、全く無責任な行政の長が勝手に話し合ったものが、いきなり出てきた。しかも何故急ぐのか？市民をなんとと思っているのか？市民不在だ。市民の反応はあったのか、何処に行ったら反応が見えるのか！
- ◆「ほの国こどもパスポート事業」位しか出て来ないのなら、広域連合は必要ないと思う。協議会の会議録が非公開なのはおかしい。
- ◆重大問題についてよく準備して企画して頂いて有り難い。「東三河暮らしと自治研究所」の3名の方の質問、とても良かった。

● 研究会報告

「地域づくりと住民自治研究会」

1 月例会の報告

1月24日(土) 午後2時～4時。会場はイーブル名古屋(女性会館)。参加者は10名。

伊賀市自治基本条例と住民自治協議会の実際報告：伊賀市市議会議員 百上真奈さん

◆ 伊賀市は、10年前(H16.11.1)に、上野市と、3町2村(阿山郡伊賀町、阿山町、島ヶ原村、大山田村、名賀郡青山町)が合併してできた。将来の高齢化率30%に対応するためという。500km²の市域に、38地区(小学校区)、238自治会がある。

◆ 「伊賀市自治基本条例」は、「自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現……自立したまちの実現を確実なものとするため」(条例の前文より)制定された。条例に基づき、28地区すべてに「住民自治協議会」や「まちづくり協議会」が設置されている。

◆ 住民自治協議会は、その地区内の住民個人(全員)が会員だが、団体、事業者等も会員となる。住民自治協議会には、地域まちづくり計画を作成し、実施し、自ら評価することが求められており、これを「市民参加」と位置付けている。市は支援として、地区市民センター(従来の公民館。無い地区には新設)を活動拠点として設置し、館長・公民館主事などの市職員(嘱託)を3人ずつ配置している。また地域づくり推進課を主管課とし、職員には各協議会を担当させている。財政的には年度ごとに、地域包括交付金(算定基準による一括交付金)と、地域活動支援事業(高齢者見守り活動など、提案による地区事業に対する助成金)が予算化されている。

◆ 自治基本条例に「住民自治協議会の権能」として、「住民生活とかかわりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議

会の同意を得るものとする。」との規定があることが注目されている。しかし「市長が別に定める」とされている「同意事務」は定められておらず、現実には機能していないようである。

◆ おそらく(吸収合併の)3町2村では、合併による行政サービスの低下を危惧して、住民自治協議会のあり方について真剣に議論されたものと思われるが、私(百上さん)の住んでいる旧上野市においては、「各地区にある連合自治会と何も変わりません」との市の説明があり、そのまま移行した。このため、連合自治会時代の、企画・運営(会議・事務)・会計管理などが市職員に「おんぶにだっこ」であった状況もそのまま住民自治協議会に引き継がれ、実態は「住民自治」とは名ばかりと言える。

◆ 住民自治協議会には、企画総務部会(区長が構成員)、人権教育文化部会(サークル代表者も構成員)、健康福祉部会、産業振興部会などの「専門部会」が設置され、機能している。健康福祉部会で地区住民に暮らしのアンケートを実施したり、住民自治協議会にサークルの意見を反映させるなど、活動の広がりも見られる。

◆ 伊賀市は、合併特例交付税の終了で15億円減額になるとのことで、高齢化、環境、防災などの地域課題を自主的に取り組むように、「地域でやってください」と言う。各地区市民センターは住民自治協議会を指定管理者とし、職員を引き上げ地域雇用とする考えである。これに向けて、住民自治協議会の法人化を進める検討を始めており、包括交付金を減額し、地域ビジネスで金儲けをするよう提案している。

■ 話し合いから

◆ 行政は、自治協議会や住民に「やれやれ」と言ってくる。行政としての責任を放棄している。

◆ 地域住民の自主的な取り組み(住民自治)

と行政責任との関わりが問題となる。地域問題研究所の市町村ゼミナールでは、「職員はどのような役割を果たすのか？」が話し合われたが、地域によって温度差がある。朝来市では、地域担当職員は立候補制で、どの部署からも応募できる。住民自治協議会の事務局は職員OBが担っている。阿智村では、村の広報を住民に説明するため、全職員が手分けして各地区に出向いている。

◆ 地域包括ケアシステムも、住民自治協議会があるからできるのではないかと伊賀市は言うが、実際には、28地区のレベルはバラバラで、とても地域福祉を担える水準にはない。

◆ 地域に担い手がいない状況では、地域に自主的な体制ができない。

◆ 住民主体の取り組みが進んだ地区では、担い手も増えてますます住民自治が発展するが、担い手のいない遅れた地区との格差はますます広がることになる、との意見もある。

◆ 地域の担い手としては、「よそ者、若者、ばか者」を地域が受け入れて、一緒に地域づくりに取り組むことができるか。これがカギになると言われている。

◆ コンパクトシティや地域創生では、核しか整備しない。外縁部の集落には住めなくしている。しかし、人が住まないと、森林は荒れ放題で、下流域では洪水が起り、海では水質汚染が生ずる。耕作放棄地も増える。

◆ 服部さん：名古屋市天白区大坪学区は、2011年「コミセンを9条の会に使わせない」事件から始まり、区政協力委員会、コミセン運営委員会・管理人、学区連絡協議会などの改革を推し進め、ようやく、“あたりまえの学区”（「ルール（規約）に基づき、民主的に」運営ができるよう）になってきた。学区で学習会を開催した。学区の歴史や学区連絡協議会の仕組みなど、服部さん自身が講師となって話をした。やっと自分たちで自主的に学ぶところまで来た。

◆ 坂下さん：地域を改革する「担い手」はなにか。関心を持っている人が自ら勉強する

ことだ。各地区にある社会福祉協議会などを通じて、福祉とふれあいの地域づくりを考えている。地域の横の連携が必要。職員に頼っても、公務員は人事異動で代わってってしまう。

（文責：羽間）

第30回大都市再生プラン研究会報告

2月22日（日）午後1時30分から「あいちNP0プラザ」会議コーナーで開催しました。参加者は8名でした。

テーマ①「豊田とトヨタ」に目を通して

報告者：本多弘司（会員）

本多さんから丹羽宣彦・岡村徹也・山口博史編著「豊田とトヨタ—産業グローバル化先進地域の現在」（東信堂）を読んだ感想と本書のポイントについて報告があった。本書は歴史的な文献を押さえているが、トヨタの成長発展による財政力など、過去のトリクルダウンによる経済・財政「効果」が「成功モデル」の典型としおり、産業都市におけるコミュニティの光の部分に焦点を当てているが負の部分や問題の本質に迫っていない感じを受ける。しかし、討論の中では社会学の立場からトヨタ問題を論じている点では希少なものであるとの意見も出された。

テーマ②：「二大危機が地域経済とトヨタに及ぼした影響と課題」をもとに話題提供

（『ものづくり産業集積の研究』晃洋書房、第6章）

報告者：梅原浩次郎（当研究所事務局長）

本書は世界経済危機と東日本大震災の二大危機が地域経済とトヨタ自動車にどのような事態をもたらしたのか。一つは自治体財政への影響と課題について、二つにトヨタの産業活動と産業集積への影響と課題について解明している。このことについて詳細に報告があった。さらに直近の動向については「日本型グローバル化と中小企業問題—亡国のグローバ

ル循環から持続可能なローカル循環へ」吉田敬一（駒沢大学教授）、『経済』（2014.12）を参考にしての報告であった。

議論は、グローバル化の中で多国籍企業となったトヨタが、一方で「豊田」という地域に根を下ろしている現実はどのような意味をもつのか解明したい。そのことが大都市再生プランの政策には必要だという意見であった。

テーマ③：大都市再生プラン研究会の課題 （第三次）

報告者：遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）

前回の報告に比べても、さらに具体的な研究課題についての提起があった。まだ、だれがこの課題に対して応じるかは、定まってはいるが、次回にもさらに具体化するための議論をすすめることとなった。遠藤先生からの研究会への課題提起について、次に全文を紹介します。

大都市制度と都市再生研究会

第1次総括プラン

「第1次集約のための論点」

1. 伊勢湾岸部（＝「中京」）大都市圏研究の3つの キ・ワードと2つの視点

* 3つのキーワード

- ①「ポスト2005」問題～「愛知万博」「中部国際空港」、そのあとで → 浮上したリニア新幹線建設問題＝愛知県、名古屋市の「総合計画」策定、
- ②「トヨタ・ショック」～リーマンショック（2008年）と世界金融危機
- ③「3.11衝撃」～2011年東日本大震災と原発事故

* 2つの視点

- ①名古屋大都市圏（「中京」ないし環伊勢湾大都市圏）をめぐる地域・都市政策 ～「三大都市圏」の一翼を担う？：その過去・現在・未来
- ②トヨタ企業体・自動車産業集積と地域経済・社会 → 塩見・梅原編著からの論点

2. 第一次集約に向けての課題・テーマ

第Ⅰ部：環伊勢湾（中京）大都市圏の構造と地域・都市政策の展開

（1）「環境」を冠に付けた巨大開発プロジェクト推進の15カ年

- ①「大愛知」主義の開発戦略－前史－
- ②「東京一極集中経済」と大都市の「序列化」段階
- ③「万博」と「中部国際空港」建設の意味と現実

- ④「名古屋・中京」大都市圏の「ポスト2005」問題と「3.11」衝撃

～低成長と財政危機の時代の大規模公共事業（万博と空港建設）／なぜ「セカンド東京政策の大阪の破綻」はこの地域の「サード東京政策」で顕在化しなかったか

～2大プロジェクトの経済効果／「産業技術首都」は実現したか？

（2）「トヨタ・ショック」と「3.11衝撃」による 地域経済・社会の変貌と課題

－産業構造と自治体財政を中心に－

（3）「ポスト2005」問題のその後

- ①「都市の乱」と「中京都」構想浮上の必然性と幻想性
- ②リニア新幹線建設を起爆剤とする都市再開発－課題と展望－
－「あいちビジョン2020」・「名古屋市総合計画2018」の論理と問題点－
- ③補論：リニア新幹線問題を考える

第Ⅱ部：「名古屋・中京」大都市圏の構造と経済・社会構造の変化

（1）「中京」大都市圏の地域・都市（注：「空間」） 構造の展開と変貌

- ①全国的システムと「中京」・名古屋大都市圏
- ②東海環状道路建設と中心都市・周辺都市の変貌
- ③「万博」・リニモとリニモ沿線地域の変貌

（2）経済のグローバル化と産業・企業・地域（都市）問題

ex：「内なるグローバル化」・「外へのグローバル化」（塩見・梅原2013）のもとでの雇用・産業問題と愛知県・名古屋市・中経連（「新三位一体」下）の成長戦略？

→→グローバル企業の誘致・活性化政策（＝グレーター名古屋戦略）の有効性？

（3）トヨタ企業体・自動車産業集積と地域経済・社会

- ①トヨタの「全国化」・グローバル化と地域経済・社会－その研究史総括－
- ②「トヨタと豊田」・西三河都市群の現在と課題（産業・経済・社会）

（4）愛知における「農工商全」モデルの変貌と課題

- ①大都市圏農業の現状と課題
- ②過疎地農林業の現状と展望
－奥三河を事例に－

（5）大都市圏自治体の開発行政と財政構造変化

- ①府県財政と市町村財政関係
－愛知県財政行政の構造分析を事例に－
- ②政令市行政の構造変化と大都市比較行政論（府県との「二重行政」論批判）@
- ③「行革」先進自治体としての行政財運営
－愛知県・名古屋市等に見るトヨタ的生産方式のインパクト－

- ④開発行政と公企業会計
－愛知県企業会計を事例に－

（6）大都市自治制度改革と都市自治の課題

- ①都市自治制度改革の現状と課題と問題点
－「第30次地制調」答申を中心に－
- ②「都市の乱」・地域政党の今日と地方議会改革
- ③大都市の都市内分権と区自治・区役所のあり方
(含む：名古屋市「地域委員会」の検証)
- ④市町村合併と都市内分権
－豊田市の「地域自治組織」を事例に－
- ⑤市民組織の多様化と「NPO」

第Ⅲ部：サステナブル都市再生への選択と政策プランー都市とFEC自給圏形成ー

(1) 目指すべき大都市像

－「維持可能な社会の大都市圏モデル」－

- ①維持可能な都市
- ②名古屋・中京大都市圏を維持可能な社会に

(2) 都市再生・環境再生の課題

- ①人口減少・高齢化社会のまちづくり
－医療・保健・福祉の先進都市とは－
- ②健康で安全なまちづくりー環境保全と防災ー
 - i) 資源・環境保全ー水資源管理、藤前干潟保全からの教訓ー
 - ii) コンビナート地域の環境保全・防災と地域づくり

(3) 都市・地域内循環を創り出す

－都市の地域産業・経済政策の転換ー

- ①中小企業政策展開の意義と有効性
- ②大都市農業の課題と展望ー食料自給圏のリアリテ

イ(過疎地の連携・交流も)

- ③大都市圏での再生可能エネルギー戦略の条件と可能性
- ④グローバル化の下での産業文化・観光都市
- (4) 都市再生事業と行財政制度改革、参加と自治の主体形成(プランの詳細未完)

第Ⅳ部：都市政策の思想に学ぶ

①解題

- ②E. ハワード『明日の田園都市』
- ③ジェイン・ジェイコブス『アメリカ大都市の死と生』
- ④ル・コルビジエ『輝く都市』
- ⑤ルイス・マンフォード『都市の文化』

<参考> おおよその字数の目途～() 単独執筆は16,000～8,000字、○は6,400字

書籍コーナー

木股 文昭 著

御嶽山

静かなる活火山

緊急増刷!

「火山御嶽」に迫る 目覚めから35年ーやはり山は吹いた

2010年刊 観測と防災の問題点を指摘続けた書

信濃毎日新聞社



御嶽山が9月27日正午前、地獄谷上流で噴火しました。79年噴火と同様に熱水の関与する水蒸気爆発でしたが、激しい噴石の直撃などで50人を超える登山者が亡くなりました。戦後最悪、1926(大正15)年12月の北海道・十勝岳噴火による死者・不明者144人以来、最も悲惨な火山災害です。

今回は、噴火口が79年よりも、概して100メートルほどその南側に、北北西から南南東へ800メートルほどの幅で新たに並んでいます。有史初の79年噴火からわずか35年での再噴火は、御嶽山が私たちに何かを訴えていると考えられます。それを明らかにし、次の事態に備えるのが、今回の噴火で犠牲になられた方への、せめてもの鎮魂と考えます。

(著者巻頭文「2014年9月27日の噴火に接して」から抜粋)

★東海ローカルネットワーク

【愛知】

○小5まで35人学級に／知立市

知立市は24日、市独自で小学5年まで35人学級とするほか、日本語教育が必要な外国人の子どもへの対策を強化すると発表した。市によると、県内で小学5年まで少人数学級にしている市は少ないという。さらに、小学6年で35人を超える学校に対しても指導対応教員を置き、きめ細やかな教育を充実させる。(2015年02月25日読売新聞愛知版)

○駅から保育園へ子どもを送迎

岩倉市が拠点開設へ

岩倉市は26日、「送迎保育ステーション」を開設する方針を明らかにした。駅の近くに設置し、駅と保育園の間で子どもを送迎する。電車で通勤する子育て世代の負担を軽減するのがねらいで、東海3県では初の取り組み。2016年4月の開設を予定し、その準備費を15年度予算に盛り込んだ。(2015年2月27日朝日新聞愛知版)

○愛知県予算案、厳しい財政

借金残高5兆4千億円

県が20日発表した2015年度当初予算案で、同年度末の県債(借金)の見込み残高は5兆4152億円となり、過去最高だった前年度当初を1041億円上回った。前年度当初のように別の目的で積み立てた基金から借り入れる緊急措置は避けられたものの、予算を組むため計935億円の基金を取り崩す。財政課は「県財政はまだ健康状態に至っていない」と話している。県の借金のうち、国が返済費用を負担する「臨時財政対策債」など特例的な県債の残高は2兆8258億円。県が返済する通常の県債の残高は2兆5894億円となる。(2015年2月21日中日新聞愛知版)

○斬新な建築、どう活用？

移転予定の小牧市図書館

名鉄小牧駅前に移転新築することが決まった小牧市図書館。1978(昭和53)年に同市小牧の現在地に開館した建物はポストモダン建築として注目を集め、建築を学ぶ大学生らが今でも視察に訪れている。山田久館長(52)は「図書館として使われている期間は残り3年ほど。大勢の市民に建物の価値も知ってほしい」と話している。(2015年2月19日中日新聞愛知版)

○「調理から2時間以内」守られず

一宮市の給食、配送車不足で

一宮市内にある公立の全小中学校61校のうち14校で、給食が衛生上規定された「調理から2時間以内の提供」が守られていない。いずれも学校外の共同調理場で調理して配送しており、膨大な食数に対して配送車が少ないことが原因という。▽これらの学校はいずれも2005年の合併前からの旧一宮市にある。校内に調理場を置く旧尾西市、旧木曾川町と異なり、旧一宮市の小中学校47校は合併前から、共同調理場

から給食を配送する「センター方式」を採用しているためだ。共同調理場は2カ所で、ともに全国の水準を大幅に超える一万三千食以上を調理。かつてもう1カ所の調理場があったが、老朽化により01年に閉鎖。以後、2カ所で大量の食数を調理する。(2015年2月16日中日新聞愛知版)

○減量狙い来年4月から指定ごみ袋導入／豊橋市 県内の自治体で唯一、「指定ごみ袋」がなかった

豊橋市は2016年4月から、生ごみや紙・木くずなど「もやすごみ」と、小型家電や日用品など「こわすごみ」で、指定ごみ袋を導入する。市内の一人当たりのごみ排出量は県内でも突出して多く、ごみの分別やマナーを徹底し、減量につなげたい狙いがある。「ビンカンボックス」は17年度に廃止する。豊橋市内の家庭ごみは、ごみ全体の七割を占め、十年前からほとんど減っていない。(2015年2月3日中日新聞愛知版)

○野生のキツネ、稲沢で見つかる

稲沢市祖父江町で、野生のキツネの姿が撮影された。写真を撮った一宮市の渡部与明さん(73)は「身近な場所が意外に自然が豊かだったとわかり、驚きました」と話している。(2015年2月11日朝日新聞愛知版)

【岐阜】

○新年度から瑞穂市が土曜授業を導入

瑞穂市教育委員会は新年度から、土曜授業を導入する。4～12月までの計5回、3時間の授業を実施する。学力の定着と向上を図るという。教職員は夏休みと冬休みで代休をとる。(2015年2月27日朝日新聞岐阜版)

○小中学校の給食無料化継続へ／岐南町

岐南町は25日、2015年度の予算案を発表した。13年度に東海3県で初めて採り入れた小中学校の給食費の無料化を、4月以降も続ける方針を明らかにした。町によると、1カ月の給食費は小学生が4410円、中学生は5040円。無料化の対象は町内の3小学校の児童約1300人と1中学校の生徒約600人、町外。(2015年2月26日朝日新聞岐阜版)

○中山間地切り捨て懸念

農協改革で県内／岐阜県

農協改革をめぐる議論が九日に決着したことを受け、中山間地の小規模農家が多い県内では警戒感も高まっている。農業の大規模集約化への圧力がいっそう強まるとの見方があるからだ。「小規模農家が切り捨てられ、農地が荒廃する恐れもある」と不安を募らせるのは、中津川市加子母地区のトマト農家の萩原真さん(50)。改革によってガソリンスタン

ドやスーパーも手掛ける農協の不採算部門の縮小が過度に進めば「地域全体にも悪影響を及ぼしかねない」と考える。(2015年2月10日中日新聞岐阜版)

○地歌舞伎を出張公演

新年度から岐阜県が外国人誘客狙う

外国人観光客をさらに呼び込もうと、県は2015年度、県内の観光地で地歌舞伎の出張公演を始める。県内には地歌舞伎の保存会が東濃地域を中心に29団体あるが、公演は地元の芝居小屋で年一回ほどにとどまる団体が多い。県は観光振興に加え、伝統芸能の盛り上げも狙う。(2015年2月6日中日新聞岐阜版)

○子ども3人以上、病児保育無料に

県が市町村制度補助へ

県は、3人以上の子どもがいる世帯に対して病児・病後児保育の利用無料化を実施する市町村への補助制度を、2015年度に新設する。多子世帯を対象にした補助を実施している市町村はなく、県は無料化に向けた新制度によって経済的な負担の軽減を目指す。病児・病後児保育は、かぜなどの病気のピーク前後で集団生活ができない子どもが対象。病院や保育園内に併設され、看護師が常駐している。県子育て支援課によると、県内では20市町の27カ所で運営されている。(2015年2月5日中日新聞岐阜版)

○昨年度赤字は20年前の4倍

鵜飼文化継承へ経営改善、観覧船事業検討委を設置

岐阜市は2015年度、長良川鵜飼の観覧船事業の経営改善に向け、有識者による検討委員会を設置する。3月には「長良川の鵜飼漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定される見通しで、市のシンボルとして一層のにぎわいが期待される中、1300年以上の歴史を誇る文化を後世に残すため、持続可能な運営方法を探る。市の鵜飼観覧船事業は1927年に開始。乗船者数は73年度の33万7337人をピークに減少傾向で、本年度は10万2714人。93年度以降は赤字が続き、2013年度の赤字額は約2億400万円で、20年前の約4倍に上った。(2015年02月21日岐阜新聞)

○人口減対策

初の包括プラン／飛騨市

民間研究機関「日本創成会議」(座長・増田寛也元総務相)から「消滅可能性都市」と指摘された飛騨市は、「人口減少対策実行プラン」を作成した。若年夫婦のマイホーム取得支援や入園・入学祝い金の創設など新規16件を含む96事業に官民で取り組む初の包括的プラン。今年度の補正予算案と新年度の当初予算案に総額約2億3700万円を盛り込み、市議会に提出する。(2015年02月17日読売新聞岐阜版)

○木曾岬干拓地メガソーラー完工式

桑名市、木曾岬町、愛知県弥富市

昨年12月から営業運転を始めた大規模太陽光発電所「木曾岬干拓地メガソーラー」で3日、完工式が行われ、鈴木英敬知事や発電事業を推進する大手商社「丸紅」(東京)の山添茂専務ら関係者約150人が参列した。2013年7月に着工。約20万枚の太陽パネルが設置され、最大出力は4万9000キロ・ワット。

約1万4500世帯が使用する電力量に相当する年間5200万キロ・ワット時の発電を想定している。稼働期間は20年間。(2015年02月04日読売新聞岐阜版)

【三重】

○通学自転車、みんな買える

菟野町が中学進学時に補助

菟野町は国の緊急経済対策の交付金を活用し、中学進学を控えた児童の通学用自転車の購入費を助成する。町内の公立中学校は2校で、9割以上の生徒が自転車通学。低所得世帯の負担を軽減する。「地域消費喚起・生活支援型」の交付金を活用。事業費280万円を盛り込んだ2014年度一般会計補正予算案を町議会3月定例会に提出する。(2015年2月27日中日新聞三重版)

○くわな鋳物、再興へ一歩

特許庁の地域団体商標に／桑名市

特許庁の地域団体商標に「くわな鋳物」が登録され、県鋳物工業協同組合の役員が、桑名市役所を訪れ、伊藤徳宇(なるたか)市長に報告した。

鋳物は「東の川口、西の桑名」と呼ばれ、桑名市の地場産業の一つ。しかし、最近は生産量が落ち込み、知名度不足が課題となっていた。組合はブランド化に向けて三年前から取り組み、今年1月23日付で登録された。(2015年2月22日中日新聞三重版)

○県内ブラック企業

7割で違法を確認／三重労働局

三重労働局は三日、若者らに不当な労働を強いる、いわゆる「ブラック企業」の疑いがある県内154事業所への「重点監督」を実施したと発表した。全体の72.7%に当たる112事業所で違法な時間外労働(残業)などの法令違反を確認し、是正を勧告した。(2015年2月4日中日新聞三重版)

○四日市市職労が

陸前高田の仮設住宅へ灯油支援4年

東日本大震災の被災者が住む岩手県陸前高田市の仮設住宅へ暖房用の灯油を届けようと、四日市市職員労働組合連合会が、14日から3日間、現地を訪れる。4年目の支援活動で、今回で届けた灯油の量は2万リットルを超えるという。(2015年2月14日朝日新聞三重版)

○月100時間超13事業場

51事業が違法残業／三重労働局重点監督

三重労働局は3日、平成26年度「過重労働解消キャンペーン」で実施した重点監督の実施結果を発表した。問題のある154事業場を対象とし、3分の1に当たる51事業場で違法な残業を摘発した。うち13事業場では違法な労働時間が月百時間を超えていた。若者の離職率が高かったり、過労死で労災請求が出された事業場などを優先して対象とした。全体の72.7%の112事業場で労働基準関係法令の違反があった。違反は、違法な時間外労働が33.1%の51事業場、次いで賃金不払い残業が7.8%の12事業場だった。(2015年2月4日伊勢新聞)



柿内 公子 さん

元・清須市星の宮保育園長
愛労連女性協議長



NO. 3

随想。私と自治体のしごと

保育条件の改善と組合のイロハを学んで
いまでは赤ちゃんから高齢者まで
読み聞かせ・折り紙・童謡に取り組んでいます

保育士としてスタートを切った頃、よい保育をしていこうと保育条件を改善していくことの必要性や組合のイロハを学びました。ちょうど「自治体労働者論」が盛んに討論されていたころです。1971年10月には、新川町職員労働組合を保育士だけで結成することになりました。この過程では、様々な嫌がらせなどもありましたが、若さで乗り切ってきました。

東海自治体学校に参加したり、池上洋通さんを招いた講演会などもしました。地域に根ざす保育所の役割や、保育者としての姿勢を学びました。すなわち、「子どもを丸ごと受け止めよう。保護者とのつながりを持ち、共感できる関係を築いていこう」という思いです。また、「長時間割増し保育料反対運動、土曜日保育・乳児保育の実現」に、保護者会や住民とともに取り組んできました。

地域に出て署名や、地域ビラをまいたりする中で保育者たちも鍛えられました。東海自治体問題研究所の多くの皆さんには、新川町職員労働組合の役員として大変お世話になりました。特に保育と地域調査を結びつけて毎月各園の園長たちと組合役員で研究会を続けて、「子どもの未来をひらく町立保育園」(2008年5月)を冊子にまとめました。この時には、中田實先生と山崎丈夫事務局長(当時)が新川町まで足を運んでくださり、数字の苦手な私たちに財政分析からはじめて調査活動の視点をみっちり教えていただきました。

定年退職してこの4月には8年目を迎えます。退職後すぐに、愛労連の労働相談に誘われました。「組合への恩返し」の気持ちでした。リーマンショックで派遣切りが吹き荒れ、あれよあれよと言う間に解雇闘争の裁判を担当することになりました。今は亡き伊豆原さんと一緒に取り組み、和解にもち込み解決しました。

その後は地域の主婦人や年金者組合などにかかわりながら、絵本の読み聞かせのボランティアに入り、図書館・児童館・小学校などで読み聞かせを続けています。児童センターでは、読み聞かせを月2回行い、今では子どもたちも兄弟で続けて来てくれています。お母さんたちと子育ての話しや、折り紙など楽しいひと時を過ごしています。

絵本から児童文学の勉強会へと広がり、保育園OBの仲間たちとは折り紙の会を作っています。自治体の施設との連携などで、展示や講習会などにも声がかかるようになりました。地域の老健施設ではデイサービス利用の方たちと2ヶ月に1回折り紙の作品作りや童謡などを歌い、おじいさんたちも一緒に参加する方が増えてきました。自分が仕事や生活をしてきた町で、赤ちゃんから高齢者の方までかわれる機会が広がっています。保育所の役割をきちんと位置づけることは、やはり自治労連の組合活動や東海自治体研究所で学んだことがその基礎になっていると思っと思っています。

●行事案内

◆東海自治体学校第5回実行委員会

日時：3月17日（火）18：30～20：00
 場所：イーブルなごや（女性会館）
 内容 1. 分科会について
 2. 今後のスケジュールについて

◆第31回大都市再生プラン研究会

日時：3月21日（土）13時30分～16時30分頃
 会場：あいち交流プラザ「ウィルあいち」
 会議コーナー3
 テーマ①大都市制度と都市再生研究会「第1次総括プラン」の続編
 報告：遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）
 テーマ②中部都市学会編中部都市学会編『中部の都市を探る』から学ぶ論点について
 報告：遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）
 テーマ③名古屋市の総合計画の内容と紹介
 報告：中川博一（当研究所事務局次長）

◆第17回東海の地域防災を考える会研究会

日時：3月26日（木）午後4時～
 場所：自治労連会議室
 議題：調査のまとめ
 ブックレット発刊について

◆地域づくりと住民自治研究会

日時：4月4日（土）午後2時～4時
 会場：イーふるなごや（名古屋市女性会館）
 第2集会室
 内容：豊田市の地域自治区制度の概要と足助の姿（小木曾洋司氏話題提供）

◆東海自治体学校第6回実行委員会

日時：4月14日（火）18：30～20：00
 場所：イーブルなごや（女性会館）
 内容 1. 分科会レポート、助言者レポート集約、確認
 2. 当日の任務分担案

◆第65回交通問題勉強会

日時：4月16日（木）18時30分～20時30分
 会場：東海自治体問題研究所会議室
 議題：自然環境を破壊するリニア新幹線

◆第32回大都市再生プラン研究会

日時：4月25日（土）13時30分～16時30分頃
 会場：栄・教育館 第1研修室
 テーマ：未定

転職・退職等で

お届け先変更の場合はご連絡を

3月・4月は職場の異動、退職、転職などを迎える方も多いかと思えます。引き続き「会員」「読者」として情報誌「住民と自治」と研究所を活用してください。

<連絡先> 電話/FAX 052-916-2540

<メール> t.jmken@f6.dion.ne.jp

▼ 会費納入のお願い ▼

東三河くらしと自治研究所の 「会員」の皆さんへ

会費納入のお願いを会報に同封しました。早めの納入にご協力お願いします。

● ゆうちょ銀行引き落としの手続きをされた方へ

「会費」の引落しは4月25日です。2015年4月～9月までの半年分です。1年分の引落しを希望された方には今回1年分を引き落とします。よろしくお願ひします。

「東海自治体問題研究所」の会員の方の次回納付月は6月です。